

令和8年度文化の日記念「文化振興事業」実施要領

1 目的

文化の日を記念し、日ごろの生涯学習活動及び文化活動の成果を展覧又は発表する団体を支援することにより、常滑市の文化の振興及び向上を図る。

2 主催

常滑市教育委員会

3 対象期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月29日（日）まで

4 対象事業

期間中に開催され、次の各号に定める条件を満たした事業とする。

- (1) 日ごろの生涯学習活動及び文化活動の成果を展覧又は発表する等の生涯学習活動や文化に関する事業で、教育委員会が適当であると認めた事業であること。
- (2) 営利を目的とした事業でないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動に関する事業でないこと。
- (4) 開催にあたって保健衛生、危険防止等に関して十分な措置が講ぜられ、内容に問題点のない事業であること。

5 事業への支援

文化振興事業として承認された場合、教育委員会から次の支援を得られることとする。

- (1) 青海公民館、南陵公民館、中央公民館、サザンアリーナ、市体育館（以下「市内公共施設」という。）の施設利用料の減免

減免期間は次のとおりとし、準備・片づけはこの期間に含むものとする。

(ア) 公民館（部屋） 3日

(イ) 市体育館・サザンアリーナ 1日

※減免対象は1つの事業につき原則1か所（1部屋）とする。やむを得ず2か所以上申請する場合は、会場を仮予約する前に教育委員会に相談すること。

<2か所以上減免を認める場合の例>

展示する作品数が多く、事業を実施する部屋として2部屋が必要

な場合

(2) 市章入り賞状の交付

賞状を希望する団体は、市長賞・議長賞・教育委員会賞の3賞の交付申請をすることができる。

6 申請方法

「文化の日記念「文化振興事業」承認申請書」(様式1)に必要な事項を記入し、生涯学習スポーツ課に提出すること。ただし、次のことに注意すること。

(1) 施設の仮予約をしておくこと。(仮予約の申込期間が到来していない施設については、施設管理者に使用の了承をとっておくこと。)

※市体育館は、大規模改修工事により令和8年10月末まで休館予定のため、対象期間の10月中は使用することができない。なお、工事の進捗状況によっては休館期間が延長される可能性があることに留意すること。また、仮予約の際は市体育館へ電話相談すること。

(2) 参加費、入場料をとる場合は、営利目的でないことがわかる資料(収支予算書)を添付すること。

(3) 申請団体の名簿を添付すること。また名簿に、市内・市外在住がわかるよう記載すること。

(4) その他、教育委員会が特に必要とする書類を添付すること。

7 申請期限

令和8年9月5日(土)まで

8 事業の決定

教育委員会は申請書類に基づき審査を行い、書類受領後1か月以内に申請団体に対して審査結果を通知する。

9 実施報告

申請団体は事業終了後1か月以内又は令和8年12月19日(土)のいずれか早い日までに「文化の日記念「文化振興事業」実施報告書」(様式2)を提出すること。

10 注意事項

・申請できる団体は、構成員が5名以上で市内在住者が過半数を占め

る団体とする。また、活動内容が明確であること。

- ・ 備品の使用等、詳細は各施設の管理者と打合せをすること。
- ・ 承認後、内容等の変更をする場合は、教育委員会の承認を得ること。変更の内容によっては、教育委員会は承認を取り消すことができる。
- ・ 承認された場合、ポスター・チラシ等の印刷物に「令和 8 年度文化の日記念「文化振興事業」と明記すること。
- ・ ここに記載されていないことは、教育委員会が別途定める。
- ・ 市体育館で事業を実施する場合、工事の進捗状況によっては休館期間が延長される可能性があることに留意すること。